

公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程

(平成5年12月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員就業規則(以下「規則」という。)第18条の規定により公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、住居手当、扶養手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除いたものとする。

(給料)

第3条 この規程に定める給料は、別表第1に定めるところによる。

(職務の分類)

第3条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職制名及び職務内容は別表第2に定めるところによる。

(初任給及び昇給等)

第4条 職員の等級は、次のとおりとする。

(1) 満60歳未満で採用した者 1級から7級まで

(2) 満60歳以上で採用した者 8級

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員(55歳に達した日後最初に到来する次条に定める日以降に在職する職員を除く。)が、現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸を標準として昇給させることができる。

4 職員の給料月額が、その属する職務の級における号俸の最高額に達した場

合には、その者が同一の職務にある間は昇給しない。

5 前3項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の時期)

第4条の2 前条に規定する昇給の時期は、1月1日とする。

第5条 前条に規定するものを除くほか、職員の初任給及び昇給については理事長が別に定める。

(給料の支給)

第6条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとし、給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは支給定日を繰り下げ、若しくは繰り上げ、又は分割して支給することができる。

第7条 新たに職員となった者には、その発令の日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その発令の日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から規則第20条第1号に定める勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 給料を支給する場合に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(給与の減額)

第8条 職員が、勤務をしないときには、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の勤務しなかった時間は、その給与期間の全時間数によって計算し、この場合において1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは、切り捨てて

計算するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて引続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇にかかる日につき、給料の半額を減じて支給する。

第 9 条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間以降の時間外勤務手当又は給料からこれを控除する。ただし、離職、休職等の場合において減額すべき給与額が給料からこれを控除できないときは、その他の未支給の給与から控除する。

（休職者の給与）

第 10 条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり規則第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が、前項以外の心身の故障により規則第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 以内を支給する。

- 3 規則第 30 条の規定により休職にされた職員には、他の規定に別段の定めがない限り前 2 項に定める給与を除く外他のいかなる給与も支給しない。

- 4 第 2 項に規定する職員が、休職期間内で第 17 条第 1 項に規定する基準日 1 か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に理事長が定める日に第 2 項の例による額の期末手当を支給することができる。

（地域手当）

第 11 条 地域手当は、民間における賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、別に定める職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 6 を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第 12 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として 6 か月を超えない範囲内で 1 か月を単位として規則で定める期間をいう。以下同じ。）につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 か月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第 2 号に掲げる職員 別表第 3 に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ同表に定める額
 - (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の

利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間の最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当の支給を受けた職員は、通勤手当に係る支給単位期間の途中で離職その他の規則で定める事由により通勤手当が不要となった場合又は通勤手当の額に変更があった場合は、これらの事由が生じた後の期間を考慮して、規則で定めるところにより、通勤手当の一部を返納しなければならない。
- 5 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（時間外勤務手当）

第 13 条 職員が、規則第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する休日に勤務（正規の勤務時間外の勤務を含む。）を命ぜられたときは、勤務した時間に対して 1 時間につき次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与月額額の 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 150）、規則第 20 条第 1 項第 1 号の日曜日及び土曜日に勤務することを命ぜられたときは、勤務した時間に対して 1 時間につき次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与月額額の 100 分 135（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 160）を時間外勤務手当として支給する。なお、毎月 1 日を起算日とした 1 か月の法定時間外労働の時間数が 60 時間を超える場合、当該超えた分の勤務 1 時間につき、次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与月額を 100 分の 25 を本条の時間外勤務手当に加えて支給する。

- 2 前項の規定は、第 20 条の 2 に規定する職務にある職員には適用しない。

（勤務 1 時間当たりの給与額）

第 14 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に地域手当を加えて得た額を 1 か月の平均所定労働時間数（年間所定労働時間を 12 で除した時間数）で除した額とする。

（特殊勤務手当）

第 15 条 削除

(実施規定)

第 16 条 第 13 条に規定する時間外勤務手当の支給方法については、理事長が別に定める。

(期末手当)

第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して 30 日を超えない範囲内において別に理事長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、100 分の 122.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 か月	100 分の 100
(2) 5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
(3) 3 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
(4) 3 か月未満	100 分の 30

3 高年齢採用職員に係る前項の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 50」と読み替えるものとする。

4 前項に規定する在職期間の算出に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第 18 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して 15 日をこえない範囲内において別に理事長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡

した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額に理事長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員がその基準日現在において受けるべき給料の額及び地域手当の月額の合計額に100分の102.5(高年齢採用職員にあっては、100分の50)を乗じて得た額を基準として定めるものとする。

(住居手当)

第19条 住居手当は、民間における生計費を考慮し、職務の級が1級から7級までの職員で次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員

(2) 削除

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)に11,000円を加算した額

(2) 削除

3 前2項に規定するもののほか、住宅手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第20条 扶養手当は、職務の級が1級から7級までの職員で、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの扶養親族については、1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については、1 人につき 10,000 円とする。

4 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前 3 項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第 20 条の 2 管理又は監督の地位にある職員のうち事務局長、事務局次長及び事務局長補佐について、管理職手当を支給する。この場合において、その職員の属する級における最高の号俸の俸給月額の 100 分の 25 を超えない範囲内(別表第 4)で理事長が定める。

(管理職員特別勤務手当)

第 20 条の 3 管理職員が臨時又は緊急の必要性により土曜日、日曜日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合において管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前条の勤務 1 回につき 6,000 円とする。ただし、6 時間を超える勤務については、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

(派遣職員等)

第 21 条 センターの職員のうち、センターの要請に応じ、センターに派遣された松戸市職員の給与に関しては、松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年松戸市条例第 29 号)の例による。

2 センターの職員のうち臨時に雇用する者の給与に関しては、理事長が職員の給与との均衡を考慮し、別に定める。

(補則)

第 22 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、センター設立の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程中第1条の規定は平成16年1月1日から、第2条の規定は平成同年4月1日から施行する。

(平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成16年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成16年3月1日（期末手当について改正後の規程第10条第4項又は第17条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成15年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び給料の額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

- (2) 継続在職期間について改正後の規程の規定による給料月額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成16年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 3 平成16年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程第17条第2項の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6

か月」とあるのは「3 か月」と、同項第 2 号中「5 か月以上 6 か月未満」とあるのは「2 か月 15 日以上 3 か月未満」と同項第 3 号中「3 か月以上 5 か月未満」とあるのは「1 か月 15 日以上 2 か月 15 日未満」と、同項第 4 号中「3 か月未満」とあるのは「1 か月 15 日未満」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 16 年 4 月分から平成 18 年 3 月分までの住居手当に関する経過措置)

2 平成 16 年 4 月分から平成 18 年 3 月分までの住居手当に関するこの規程による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 19 条第 2 項第 2 号の適用については、同号の規定中「7,000 円」とあるのは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 平成 16 年 4 月分から平成 17 年 3 月分まで 8,600 円

(2) 平成 17 年 4 月分から平成 18 年 3 月分まで 7,800 円

(平成 16 年 4 月分から平成 19 年 3 月分までの通勤手当に関する経過措置)

3 平成 16 年 4 月分から平成 19 年 3 月分までの通勤手当に関する改正後の規程別表第 3 の適用については、同表に定める自動車等の使用距離及びこれに対応する支給月額、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める表の自動車等の使用距離及びこれに対応する支給月額とする。

(1) 平成 16 年 4 月分から平成 17 年 3 月分まで

自動車等の使用距離	支 給 月 額
5km 未満	3,800 円
5km 以上 10km 未満	5,900 円
10km 以上 15km 未満	8,300 円
15km 以上 20km 未満	10,700 円
20km 以上 25km 未満	13,100 円
25km 以上 30km 未満	15,500 円
30km 以上 35km 未満	17,900 円
35km 以上 40km 未満	20,300 円
40km 以上 45km 未満	22,700 円
45km 以上 50km 未満	25,100 円
50km 以上 55km 未満	27,100 円

55km 以上 60km 未満	29,100 円
60km 以上 65km 未満	31,200 円
65km 以上 70km 未満	33,000 円
70km 以上 75km 未満	34,900 円
75km 以上 80km 未満	36,300 円
80km 以上	37,700 円

(2) 平成 17 年 4 月分から平成 18 年 3 月分まで

自動車等の使用距離	支給月額
5km 未満	3,000 円
5km 以上 10km 未満	5,100 円
10 km 以上 15km 未満	7,500 円
15 km 以上 20km 未満	9,900 円
20 km 以上 25km 未満	12,300 円
25 km 以上 30km 未満	14,700 円
30 km 以上 35km 未満	17,100 円
35 km 以上 40km 未満	19,500 円
40 km 以上 45km 未満	21,900 円
45 km 以上 50km 未満	24,300 円
50 km 以上 55km 未満	25,900 円
55 km 以上 60km 未満	27,500 円
60 km 以上 65km 未満	29,300 円
65 km 以上 70km 未満	30,500 円
70 km 以上 75km 未満	31,900 円
75 km 以上	32,300 円

(3) 平成 18 年 4 月分から平成 19 年 3 月分まで

自動車等の使用距離	支給月額
5km 未満	3,000 円
5km 以上 10km 未満	5,100 円
10 km 以上 15km 未満	7,500 円
15 km 以上 20km 未満	9,900 円
20 km 以上 25km 未満	12,300 円
25 km 以上 30km 未満	14,700 円
30 km 以上 35km 未満	17,100 円
35 km 以上 40km 未満	19,500 円
40 km 以上 45km 未満	21,900 円
45 km 以上 50km 未満	23,500 円
50 km 以上 55km 未満	24,700 円
55 km 以上 60km 未満	25,900 円

60 km 以上 65km 未満	27,400 円
65 km 以上 70km 未満	28,000 円
70 km 以上	28,900 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 17 年 4 月 1 日において職員が受けるべき給料、調整手当の月額
の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属す
る月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分
の 0.36 を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(号俸の切替え)

- 2 平成 19 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてこの規程による改正前の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程別表第 1 給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、附則別表に定めるところにより、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及び期間に応じた号俸とする。

(号俸の切替えに伴う経過措置)

- 3 この規程による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程に基づく給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員に対し、その差額に相当する額を保障し給料として支給する。

附則別表

俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	職務の級 経過期間	新号俸					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	2	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	3	3	1	1	1
	9月以上 12月未満	12	4	4	1	1	1
	12月以上	13	5	5	1	1	1
2	3月未満	13	5	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	6	6	1	1	1
	6月以上 9月未満	15	7	7	1	1	1
	9月以上 12月未満	16	8	8	1	1	1
	12月以上	17	9	9	1	1	1
3	3月未満	17	9	9	1	1	1
	3月以上 6月未満	18	10	10	1	1	1
	6月以上 9月未満	19	11	11	1	1	1
	9月以上 12月未満	20	12	12	1	1	1
	12月以上	21	13	13	1	1	1
4	3月未満	21	13	13	1	1	1
	3月以上 6月未満	22	14	14	2	1	1
	6月以上 9月未満	23	15	15	3	1	1
	9月以上 12月未満	24	16	16	4	1	1
	12月以上	25	17	17	5	1	1

5	3 月未滿	25	17	17	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	26	18	18	6	1	1
	6 月以上 9 月未滿	27	19	19	7	1	1
	9 月以上 12 月未滿	28	20	20	8	1	1
	12 月以上	29	21	21	9	1	1
6	3 月未滿	29	21	21	9	1	1
	3 月以上 6 月未滿	30	22	22	10	1	1
	6 月以上 9 月未滿	31	23	23	11	1	1
	9 月以上 12 月未滿	32	24	24	12	1	1
	12 月以上	33	25	25	13	1	1
7	3 月未滿	33	25	25	13	1	1
	3 月以上 6 月未滿	34	26	26	14	1	1
	6 月以上 9 月未滿	35	27	27	15	1	1
	9 月以上 12 月未滿	36	28	28	16	1	1
	12 月以上	37	29	29	17	1	1
8	3 月未滿	37	29	29	17	1	1
	3 月以上 6 月未滿	38	30	30	18	2	1
	6 月以上 9 月未滿	39	31	31	19	3	1
	9 月以上 12 月未滿	40	32	32	20	4	1
	12 月以上	41	33	33	21	5	1
9	3 月未滿	41	33	33	21	5	1
	3 月以上 6 月未滿	42	34	34	22	6	1
	6 月以上 9 月未滿	43	35	35	23	7	1
	9 月以上 12 月未滿	44	36	36	24	8	1
	12 月以上	45	37	37	25	9	1
10	3 月未滿	45	37	37	25	9	1
	3 月以上 6 月未滿	46	38	38	26	10	1
	6 月以上 9 月未滿	47	39	39	27	11	1
	9 月以上 12 月未滿	48	40	40	28	12	1

	12 月 以上	49	41	41	29	13	1
11	3 月 未 滿	49	41	41	29	13	1
	3 月 以 上 6 月 未 滿	50	42	42	30	14	1
	6 月 以 上 9 月 未 滿	51	43	43	31	15	1
	9 月 以 上 12 月 未 滿	52	44	44	32	16	1
	12 月 以 上	53	45	45	33	17	1
12	3 月 未 滿	53	45	45	33	17	1
	3 月 以 上 6 月 未 滿	54	46	46	34	18	1
	6 月 以 上 9 月 未 滿	55	47	47	35	19	1
	9 月 以 上 12 月 未 滿	56	48	48	36	20	1
	12 月 以 上	57	49	49	37	21	1
13	3 月 未 滿	57	49	49	37	21	1
	3 月 以 上 6 月 未 滿	58	50	50	38	22	1
	6 月 以 上 9 月 未 滿	59	51	51	39	23	1
	9 月 以 上 12 月 未 滿	60	52	52	40	24	1
	12 月 以 上	61	53	53	41	25	1
14	3 月 未 滿	61	53	53	41	25	1
	3 月 以 上 6 月 未 滿	62	54	54	42	26	1
	6 月 以 上 9 月 未 滿	63	55	55	43	27	1
	9 月 以 上 12 月 未 滿	64	56	56	44	28	1
	12 月 以 上	65	57	57	45	29	1
15	3 月 未 滿	65	57	57	45	29	1
	3 月 以 上 6 月 未 滿	66	58	58	46	30	2
	6 月 以 上 9 月 未 滿	67	59	59	47	31	3
	9 月 以 上 12 月 未 滿	68	60	60	48	32	4
	12 月 以 上	69	61	61	49	33	5
16	3 月 未 滿	69	61	61	49	33	5
	3 月 以 上 6 月 未 滿	70	62	62	50	34	6
	6 月 以 上 9 月 未 滿	71	63	63	51	35	7

	9 月以上 12 月未滿	72	64	64	52	36	8
	12 月以上	73	65	65	53	37	9
17	3 月未滿	73	65	65	53	37	9
	3 月以上 6 月未滿	74	66	66	54	38	10
17	6 月以上 9 月未滿	75	67	67	55	39	11
	9 月以上 12 月未滿	76	68	68	56	40	12
	12 月以上	77	69	69	57	41	13
	3 月未滿	77	69	69	57	41	13
	3 月以上 6 月未滿	78	70	70	58	42	14
18	6 月以上 9 月未滿	79	71	71	59	43	15
	9 月以上 12 月未滿	80	72	72	60	44	16
	12 月以上	81	73	73	61	45	17
	3 月未滿	81	73	73	61	45	17
	3 月以上 6 月未滿	82	74	74	62	46	18
19	6 月以上 9 月未滿	83	75	75	63	47	19
	9 月以上 12 月未滿	84	76	76	64	48	20
	12 月以上	85	77	77	65	49	21
	3 月未滿	85	77	77	65	49	21
	3 月以上 6 月未滿	86	78	78	66	50	22
20	6 月以上 9 月未滿	87	79	79	67	51	23
	9 月以上 12 月未滿	88	80	80	68	52	24
	12 月以上	89	81	81	69	53	25
	3 月未滿	89	81	81	69	53	25
	3 月以上 6 月未滿	90	82	82	70	54	26
21	6 月以上 9 月未滿	91	83	83	71	55	27
	9 月以上 12 月未滿	92	84	84	72	56	28
	12 月以上	93	85	85	73	57	29
	3 月未滿	93	85	85	73	57	
	3 月以上 6 月未滿		86	86	74	58	

22	6 月以上 9 月未滿		87	87	75	59	
	9 月以上 12 月未滿		88	88	76	60	
	12 月以上		89	89	77	61	
23	3 月未滿		89	89	77	61	
	3 月以上 6 月未滿		90	90	78	62	
	6 月以上 9 月未滿		91	91	79	63	
	9 月以上 12 月未滿		92	92	80	64	
	12 月以上		93	93	81	65	
24	3 月未滿		93	93	81		
	3 月以上 6 月未滿		94	94	82		
	6 月以上 9 月未滿		95	95	83		
	9 月以上 12 月未滿		96	96	84		
	12 月以上		97	97	85		
25	3 月未滿		97	97	85		
	3 月以上 6 月未滿		98	98	86		
	6 月以上 9 月未滿		99	99	87		
	9 月以上 12 月未滿		100	100	88		
	12 月以上		101	101	89		
26	3 月未滿		101	101			
	3 月以上 6 月未滿		102	102			
	6 月以上 9 月未滿		103	103			
	9 月以上 12 月未滿		104	104			
	12 月以上		105	105			
27	3 月未滿		105	105			
	3 月以上 6 月未滿		106	106			
	6 月以上 9 月未滿		107	107			
	9 月以上 12 月未滿		108	108			
	12 月以上		109	109			

28	3 月未満		109				
	3 月以上 6 月未満		110				
	6 月以上 9 月未満		111				
	9 月以上 12 月未満		112				
	12 月以上		113				
29	3 月未満		113				
	3 月以上 6 月未満		114				
	6 月以上 9 月未満		115				
	9 月以上 12 月未満		116				
	12 月以上		117				

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第 1 8 条第 2 項の規定を除く。）は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の規程第 1 8 条第 2 項の規定は、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。
(平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 4 平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、第 1 条の規定による改正前の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が定めるところによる。
(施行日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間における異動者の号俸の調整)
- 5 施行日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又は受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号

俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定の適用については、第 17 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、第 18 条第 2 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程第 18 条及び公益社団法人松戸市シルバー人材センター再雇用職員就業規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の勤勉手当について適用する。この場合において、改正前の規定による勤勉手当と改正後の規定による勤勉手当の差額の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き在職する職員のうち改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程の適用を受ける者の当該施行日における号俸は、理事長が定める。この場合において、当該号俸は、施行日の前日における給料月額を下回ることができない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会承認の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程の規定及び第 3 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター再雇用職員就業規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払い)

- 3 第 1 条の規定による改正前の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程又は第 3 条の規定による公益社団法人松戸市シルバー人材センター再雇用職員就業規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の各規程の規定による給与の内払いとする。

(扶養手当に関する特例)

- 4 第 2 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程第 20 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額は、同項第 1 号に該当する扶養親族たる配偶者については 10,000 円、同項第 2 号に規定する扶養親族たる子については 8,000 円、職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合における同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族たる父母等のうち 1 人については 9,000 円とする。

(補則)

- 5 この規程に定めるもののほかこの規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会承認の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程の規定及び第 2 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター再雇用職員就業規程の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払い)

- 3 第 1 条の規定による改正前の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程又は第 2 条の規定による公益社団法人松戸市シルバー人材センター再雇用職員就業規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の各規程の規定による給与の内払いとする。

(補則)

- 4 この規程に定めるもののほかこの規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程第17条第2項の規定により算出される期末手当の額にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15を減じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則

- 1 この規程は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「給与規程」という。別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程第17条第2項、同条第3項及び第18条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年3月19日から施行する。
- 2 第1条の規定（この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「給与規程」という。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とする。

別表第1

給料表

単位：円

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	162,100	194,400	228,900	258,800	278,600	305,500	344,700	162,100
2	162,100	196,100	230,400	260,400	280,700	307,700	347,300	163,200
3	162,100	197,800	231,900	262,000	282,800	309,900	349,900	164,400
4	162,100	199,500	233,400	263,600	284,900	312,100	352,500	165,500
5	162,100	201,200	234,900	265,200	287,000	314,300	355,100	166,600
6	162,100	202,900	236,400	266,800	289,100	316,500	357,700	167,700
7	162,100	204,600	237,900	268,400	291,200	318,700	360,300	168,800
8	162,100	206,300	239,400	270,000	293,300	320,900	362,900	169,900
9	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	170,900
10	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	172,300
11	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	173,600
12	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	174,900
13	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	176,100
14	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	177,600
15	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	179,100
16	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	180,700
17	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	181,800
18	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	183,200
19	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	184,600
20	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	186,000
21	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	187,300
22	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	189,600
23	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	191,800
24	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	194,000
25	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	196,200
26	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	197,900
27	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	199,400
28	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	200,900
29	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	202,400
30	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	203,800
31	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	205,200
32	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	206,600
33	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	208,000
34	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	209,300
35	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	210,600
36	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	211,900
37	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	213,200
38	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	214,400
39	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	215,600
40	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	216,700
41	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	
42	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	
43	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	
44	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	
45	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	

46	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	
47	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	
48	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	
49	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	
50	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	
51	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	
52	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	
53	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	
54	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
55	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
56	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
57	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
58	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
59	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
60	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
61	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
62	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
63	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
64	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
65	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
66	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
67	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
68	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
69	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
70	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
71	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
72	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
73	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
74	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
75	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
76	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
77	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
78	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
79	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
80	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
81	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
82	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
83	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
84	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
85	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
86	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
87	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
88	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
89	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
90	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
91	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
92	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
93	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
94	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
95	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
96	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
97	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			

98	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
99	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
100	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
101	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
102		295,900	343,600					
103		296,200	344,100					
104		296,600	344,500					
105		296,800	344,700					
106		297,100	345,100					
107		297,500	345,500					
108		297,900	345,800					
109		298,100	346,100					
110		298,400	346,500					
111		298,800	346,900					
112		299,100	347,300					
113		299,300	347,800					
114		299,600	348,200					
115		300,000	348,600					
116		300,300	349,000					
117		300,500	349,500					
118		300,900	349,900					
119		301,300	350,200					
120		301,600	350,500					
121		301,800	351,000					
122		302,000						
123		302,300						
124		302,700						
125		302,900						
126		303,100						
127		303,400						
128		303,700						
129		304,100						
130		304,300						
131		304,600						
132		304,900						
133		305,200						
備考	事務員	主事	主任	係長・主査	事務局長補佐 主幹・係長	事務局長・ 事務局次長	事務局長	指導員

備考 この表の規定にかかわらず、当分の間、事務局長（高年齢採用職員）の給料月額は、350,000 円の範囲内で理事長が定める。この場合において、通勤手当並びに期末手当及び勤勉手当以外の手当は、支給しないものとする。

別表第 2

給料表級別職務区分表

区 分	職 制 名	職務の内容
1 級	事 務 員	事 務 員 の 職 務
2 級	主 事	主 事 の 職 務
3 級	主 任	主 任 の 職 務
4 級	係長・主査	係長・主査の職務
5 級	事務局長補佐・主幹・係長	事務局長補佐・主幹・係長の職務
6 級	事務局長・事務局次長	事務局長・事務局次長の職務
7 級	事務局長	事務局長の職務
8 級	指 導 員	高齢者の職務

別表第 3（第 12 条関係）

自動車等の使用距離	支 給 月 額
5km 未満	2,000 円
5km 以上 10km 未満	4,200 円
10 km 以上 15km 未満	7,100 円
15 km 以上 20km 未満	10,000 円
20 km 以上 25km 未満	12,900 円
25 km 以上 30km 未満	15,800 円
30 km 以上 35km 未満	18,700 円
35 km 以上 40km 未満	21,600 円
40 km 以上 45km 未満	24,400 円
45 km 以上 50km 未満	26,200 円
50 km 以上 55km 未満	28,000 円
55 km 以上 60km 未満	29,800 円
60 km 以上	31,600 円

別表第4（第20条の2関係）

区分	職制名	管理職手当の額
5級	事務局長補佐	48,960円
6級	事務局長・事務局次長	63,720円
7級	事務局長	72,270円